

日本胎児心臓病学会 胎児心臓超音波検査登録に関する規約

1. 目的

胎児心臓病ガイドラインにある胎児心臓超音波検査レベル2の検査を可能な限り全国集計し、保険収載されている胎児心臓超音波検査の現状を把握する。

日本胎児心臓病学会が認定する胎児心臓超音波検査専門施設に申請時の基本データともなる。

2. 登録者

日本胎児心臓病学会員であること。

3. 登録方法

検査の登録は、HPの登録サイトから一例ずつ、もしくはHP上にあるエクセルのシートをダウンロードし、登録サイトからアップロードする。

4. 登録の時期

登録は、いつでも可能であるが、胎児心臓超音波検査専門施設の申請時のためには12月31日までに同年の登録が終了していなければならない。

5. 登録の集計

登録は、1月1日から12月31までの1年間分をデータベース委員が集計し、日本胎児心臓病学会集計総会で毎年、定期報告を行う。HP上でも結果を公開する。

6. 胎児心臓病検査保険収載申請施設の幹事の検査登録義務

胎児心臓病検査保険収載申請施設の幹事は12月31日までに同年の登録を終了させねばならない。

もし2年間 登録を怠った場合は、幹事資格について幹事会で稟議する。

7. 胎児心臓超音波専門施設の申請

胎児心臓超音波検査専門施設の申請は、12月31日までに登録終了後、HPからダウンロードした所定の用紙に記入して、会員が事務局に送付すること。

年間50件の登録と申請で翌年の胎児心臓超音波検査専門施設認定を行い、HP上にUPする。審査結果は申請者の会員にメールで回答する。

2013. 10. 10 制定

2014. 2. 15 改定

胎児心臓超音波検査専門施設の申請書

申請者

印

施設名

所属

住所

メールアドレス

当施設は、胎児心エコー検査ガイドラインにあるレベル2の検査を平成 年 1月 1日から 12月31日までに 例、施行したので胎児心臓病検査専門施設の申請を行います。

平成 年 月 日